株主総会 電子化じわり

株主総会がじわり変化している。東証1部企業の半数近くがインターネット経由で議決権を行使できる仕組みを導入。将来は開催日のさらなる分散や、インターネットによる招集通知の発送なども広がりそうだ。企業と株主双方の負担を軽減し、株主と企業の対話を深めるのが狙いだ。

行使率が上昇

免震ゴムの性能偽装が問題になった東洋ゴム工業。3月30日に開かれた株主総会では、議決権行使率が80%超と前年から7ポイント増えた。上昇した一因が今年から導入した電子投票だ。

電子投票はパソコンやスマートフォンで株主が議決権を行使できる仕組みだ。株主総会に参加できない株主は通常、数日前に郵送で議案に対する賛否を表明する。電子投票では総会の直前まで意思表示できるため、議案をじっくり検討できる。

議決権投票 東証1部の半数

ICJ（東京・千代田）によると2月末時点で電子投票を導入している企業は1075社と、全上場企業の3割にのぼる。東証1部に限ると48%だ。今年4月の総会では東京ドーム、6月には森永製菓や戸田建設なども対応する方針。

電子投票は2002年から可能になり、15年のコーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）の導入で普及が加速した。総会が集中する6月は議案検討のため泊まり込んで対応する機関投資家もいる。電子化による負担軽減は大きい。

株主総会改革が進みつつある

議決権の電子投票	◦2002年から。東証1部企業の48%が導入 ◦株主が議案を検討する時間を長く
開催日の分散	◦17年度の税制改正で選択の幅広く ◦3月期決算企業が7月に開催しやすく
招集通知電子化の条件緩和	◦19年以降の会社法改正を検討 ◦企業の負担を軽減し、株主の利便性高める
株主提案権の乱用抑制	◦19年以降の会社法改正を検討 ◦建設的な議論に時間

電子投票を導入する企業が増えている

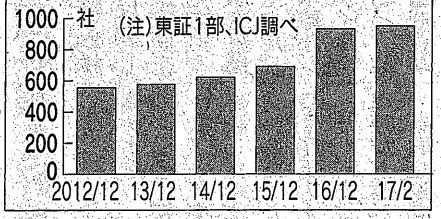

負担減らし対話深める

広がる分散開催

企業統治指針が求めている総会改革には開催日の分散もある。昨年6月29日には3月期決算企業の3割にあたる800社近くが総会を開催した。以前に比べ前倒しが進んだが、株主が出席する機会を増やすには、まだ不十分との指摘は多い。

実は17年度の税制改正で議決権のある株主を確定するための基準日を企業が柔軟に設定しやすくなった。3月期決算の会社は従来6月までに開催していたが、7月開催なども選択肢になる。安藤ハザマは来年以降に実施する総会について「他社との重複を避けるため、基準日の変更を検討している」（広報部）という。

知漏冤罪（えんざい）

「取締役の報酬を全て個別開示する」――。15年6月のフジ・メディア・ホールディングスの株主総会では一部の株主が9件の議案を提案した。

株主提案権は個人株主が自分の意見を表明できる重要な権利だが、大量に議案を出す「乱用的提案」が散見される。「他の株主が建設的な対話を持つ時間が奪われている」との批判が多い。

法相の諮問機関、法制審議会では、株主提案の回数制限などの検討を始めた。19年以降の会社法改正により実現する可能性がある。

招集通知をネットで提供しやすくする案も検討している。海外では招集通知を郵送せずホームページとメールで代替する企業が増えている。ネットで招集通知を見て、すぐに電子投票できるため株主の利便性が高まる。

日本では招集通知の郵送をやめるには株主が同意する必要があり、電子化は0・03%にとどまる。法制審議会では、株主の同意なしでの電子化についても議論している。

（花田幸典）